

令和5年8月

公共コミュニティサイクルステーション（社会実験）の 使用に関する協定締結の要件

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

- ① 市域の内外に限らず、概ね1年程度、コミュニティサイクル（シェアサイクル）事業を運営している実績がある。
- ② 複数のステーション（ポート）を設置しており、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム（コミュニティサイクルのシステム）を使用している。
- ③ 市域内に50台以上の自転車を配置している。
- ④ 位置図（別紙）の青色に着色した区域内に5箇所以上、あるいは赤色に着色した区域内（青色着色箇所含む）に20箇所以上かつ青色着色箇所に複数のステーションがある。
- ⑤ ステーションに設置する機器が不要、あるいは簡易な機器（ビーコン等）を設置するのみで運営が可能であり、事業者がステーションに置かれている自転車の台数を離れた場所から把握できるシステムを使用している。
- ⑥ 利用者への交通安全やマナーの啓発を実施している。
- ⑦ 利用状況等データを本市に無償で提供することに同意する。
- ⑧ 本市の放置自転車対策を理解し、寄与することに同意する。

以上①～⑧の要件を満たす事業者に対して協定を締結して使用を許可する。

本社会実験は自転車のみを対象とし、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む）は対象としない。

なお、令和5年度の使用については、年度途中での新規受付は行わない。令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の使用については、使用希望の申し出を令和6年2月28日まで受け付けるものとする。

(別紙)

位置図

